無担保住宅ローン

令和2年4月1日現在

商　　品　　名	無担保住宅ローン
ご利用いただける方	当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を全て満たされる方。 (1)満20歳以上の方 (2)安定継続した収入がある方 (3)しんきん保証基金の保証が得られる方
お　使　い　み　ち	申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、①と合わせた申込みで100万円以内) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外 ②申込人が①を使途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ③申込人が①を使途として自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) 【申込時点における対象となる物件の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く ①自信用金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ②本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ③資金使途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 【空き家解体関連費用】 次の条件を満たす場合に限り、空き屋解体にかかる費用を対象とすることができます。 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可 ②申込人が①を使途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)

	【対象となる空き家の条件】 ①申込人またはその親族が所有する建物であること ②事業専用で使用していた建物ではないこと
ご融資金額	1，500万円以内 ただし、空き家解体関連費用は500万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上20年以内
金利の種類	(1)変動金利　ご契約時の当金庫所定の利率を　年2回見直します。 (2)3年固定　〃　3年毎に見直します。 (3)5年固定　〃　5年毎に見直します。 (4)10年固定　〃　10年毎に見直します。
ご返済方法	契約時に指定した返済用口座より毎月元利均等返済とします。 ご融資金額の50%を限度に、ボーナス返済との併用も可能です。
金利優遇条件	お取引内容に応じた金利優遇となります。 詳しくは窓口にご確認ください。
団体信用生命保険	ご融資金額が1，000万円超の場合、原則としてご加入いただきます。
保証人・担保等	(一社)しんきん保証基金が保証しますので保証人・担保は不要です。 ただし、ご融資金額が1，000万円超で、団体信用生命保険への加入が不可の場合は法定相続人(推定相続人)の配偶者または子を、連帯債務者または連帯保証人とします。
手数料・保証料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
必要書類	(1)本人確認書類 (2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の収受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し (3)見積書・注文書・請求書等(お使いみちが確認できる書類) (4)資金使途ごとに定める対象物件の全部事項証明書 (5)住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 (6)不動産の購入資金の場合は、売買契約書 (7)支払済資金の場合は、領収書、通帳等 (8)その他金庫が必要とする書類
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置　天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡

	県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他	(1)お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問い合わせください。 (3)つなぎローンについては、窓口までご相談ください。